

活動組織の事務手続 マニュアル(案) <part.1>

農地・水・環境保全向上対策
共同活動支援交付金

- 活動組織の立ち上げから交付金を受け取るまで -

(本マニュアルの位置づけ)

このマニュアルは、平成19年度から始まる農地・水・環境保全向上対策の共同活動支援交付金において、活動組織の立ち上げから、活動組織が交付金の交付を受けるまでの事務手続をまとめたものです。

本協議会が示す業務方法書と併せてご利用ください。

今後、道・市町村・活動組織の皆様へは、実施要綱・要領(案)等の変更に伴い、本マニュアル内容の変更がある場合には、改定を行い提示する予定です。

なお、業務方法書・様式集については今後提示する予定です。

平成19年3月

目次

事務手続の流れ	1
---------	---

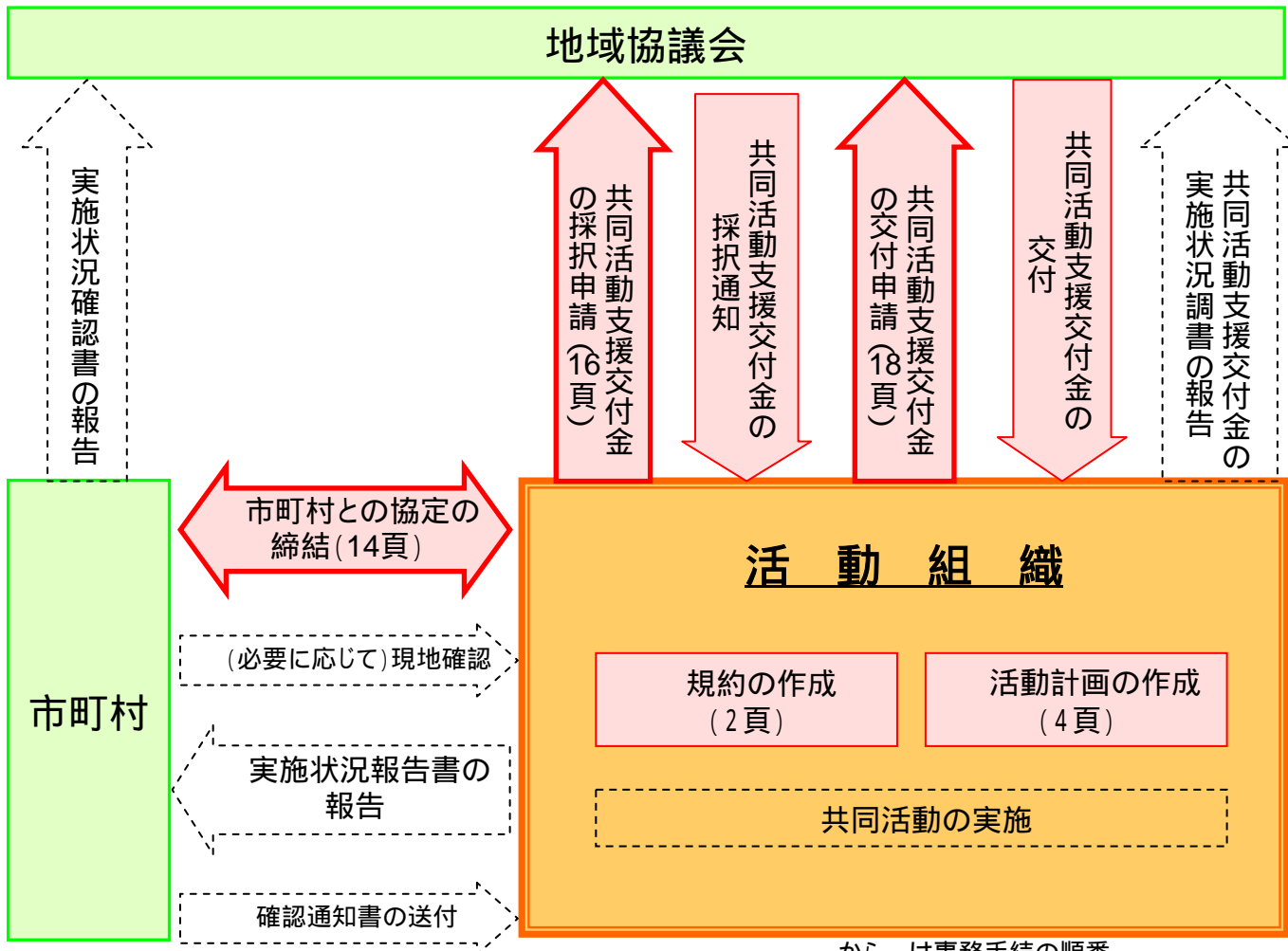
(初年度の事務手続)

1．活動組織の設立	
1 - 1 規約の作成	2
1 - 2 活動計画の作成	4
2．市町村との協定の締結	14
3．共同活動支援交付金の採択の承認申請	16
4．共同活動支援交付金の交付申請	18

(取組が活動組織によって分かれる事項)

5．促進費の交付を受ける場合	
5 - 1 促進費	20
5 - 2 促進費対象活動等実施計画	21
5 - 3 促進費対象活動等個票	22
6．特認要件を適用する場合	23
7．中山間地域等直接支払交付金の 交付を受けている地区を含む場合	24

事務手続の流れ



から は事務手続の順番
赤色の実線矢印が本マニュアルの記載事項

	番号	内容	頁数	標準的な事務スケジュール (H19)
本マニュアル記載事項		規約の作成	2	H19.1~H19.2月頃
		活動計画の作成	4	
		市町村との協定の締結	14	H19.4月頃
		共同活動支援交付金の採択申請	16	H19.4月頃
		共同活動支援交付金の採択通知	-	H19.5月頃
		共同活動支援交付金の交付申請	18	H19.5月頃
		共同活動支援交付金の交付	-	H19.5月頃
		共同活動の実施	-	H19.4~H20.3
	(必要に応じて)現地確認	-	-	
	実施状況報告書の報告	-	H20.2月~3月頃	
	確認通知書の送付	-	H20.3月頃	
	実施状況確認書の報告	-	H20.3月頃	
	共同活動支援交付金の実施状況調書の報告	-	H20.3月頃	

1 - 1 規約の作成

参考様式第5号

活動組織が組織として認められ、共同活動支援交付金を受け取るには、活動の目的、構成員、合議方法など組織の運営の基本となる事柄を文書で取り決め、組織の構成員で確認しておくことが必要です。

このため、まず、活動組織の規約を作成してください。

■ 活動組織の規約には、以下の内容を含めることが必要です。

名称	活動組織の名称を明らかにします。
目的	活動組織の目的を明らかにします。 その際、目的は、「農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図る活動」が必ず含まれるものにしていただく必要があります。
構成員	活動組織の構成員を明らかにします。 活動組織は、農業者のほか1以上の団体又は個人で構成される必要があります。
代表・役員	代表や会計などの役員の構成を明らかにします。
合議方法	活動組織内の合意・決定方法を明らかにします。合意・決定方法は多数決など合理的な方法とする必要があります。

■ 活動組織の規約は次頁を参考に作成していただきますと、記入漏れ等がないようになっております。(次頁は参考ですので、上記内容を含むものであれば、活動組織において適宜作成いただいて構いません。)

コラム なぜ、参考様式の番号が順番どおりではないのですか？

活動組織の皆さんが記入する様式は、農地・水・環境保全向上対策を行う上で必要な書類のごく一部です。本マニュアルに掲載されている参考様式番号以外の様式は、都道府県や市町村が国などに提出する様式になります。

ですから、皆さんの手元にある番号の参考様式にさえ記入すれば、手続に問題はありませんのでご安心ください。

< 活動組織の規約【例】 >

(参考様式第5号)

活動組織規約

平成 年 月 日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、活動組織(以下「 」という。)と称する。

(目的)

第2条 は、第3条の構成員による保全向上活動を通じ、地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 の構成員は別紙1のとおりとする。

(代表等)

第4条 この に、代表1名、副代表 名、書記 名、会計 名、監査役 名を置くこととする。代表等役員は別紙2のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この を代表し、 の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、 の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

「活動組織」には活動組織名を記入ください。
の数字は活動組織内で話し合ってください。

(会議)

第5条 の会議は、必要に応じて代表が招集する。

2 の会議は、構成員の 以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の 以上により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

一 の組織運営に関すること

二 が実施する活動についての計画に関すること

三 の出納の監査に関すること

四 その他 の目的を達成するために必要な事項

五 ……………

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

(別紙1)

活動組織 構成員一覧表

活動組織の構成員は以下のとおり。

1 農業者等

氏名	住所	備考

2 非農業者等

氏名	住所	備考

(別紙2)

活動組織 役員一覧表

活動組織の役員は以下のとおり。

区分	氏名	住所	備考

(ポイント)

交付金を受けるには、非農業者等の参画が必要です。

1 - 2 活動計画の作成

参考様式第9号添付様式9

活動計画は活動組織が実施する共同活動の内容を具体的に定めるもので、これを行うとして市町村と協定を締結するものです。地域協議会から示される地域活動指針を目安にしながら、活動組織の中で話し合い、作成してください。

活動計画は以下の内容を含める必要があります。

協定の対象となる資源	共同活動を実施する範囲や施設を明らかにします。
実施計画	地域として目指すべき方向を明らかにし、協定期間内に取り組む共同活動の概要を記入します。
構成員の役割分担	活動組織の構成員の主な役割分担を明らかにします。
資金計画	協定期間(原則として5年以上)内に地域協議会から交付される交付金を、活動組織においてどのように使うかについて、その計画を明らかにします。

活動計画のそれぞれの項目について、次頁以降にて詳細に説明します。

(参考様式第9号添付様式9)

活動計画

第1 協定の対象となる資源

位置					
農用地	地目	田	畑	草地	計
	対象農用地				
	協定農用地				
	うち農振農用地				
農業用施設	開水路	パイプライン	ため池	農道	

第2 実施計画

(1) 地域の目指すべき方向

(2) 活動の概要

	活動の区分	活動の概要	活動の項目
誘導部分	基礎部分		
	農地・水向上活動		
	農村環境向上活動		
	促進費対象活動等		

(3) 共同活動支援交付金の対象外の活動

第3 構成員の役割分担

構成員	主な役割

第4 資金計画

地域協議会からの交付金 千円は、下表のとおり支出する。

項目	主な交付金の使途の内容	金額
基礎部分の活動に要する経費		
誘導部分	農地・水向上活動に要する経費	
	農村環境向上活動に要する経費	
活動組織の管理運営に要する経費		
合計		

第5 添付書面

1. 位置図
2. 農振農用地面積調書
3. 地域活動指針チェック表
- ...

活動計画（青字は記入例）

第1 協定の対象となる資源

位置	県 市 集落一円の地域					別添1「位置図」のとおり
農用地	地目	田	畑	草地	計	別添1「位置図」に示す範囲
	対象農用地	45.3ha	8.6ha	0ha	54.0ha	
	協定農用地	50.3ha	8.6ha	0ha	59.0ha	
	うち農振農用地	45.3ha	8.6ha	0ha	54.0ha	
農業用施設	開水路	パイプライン	ため池	農道		
	14.6km	1.9km	-	8.1km		

記入に当たって

農用地には、交付金の交付対象となる「対象農用地」と交付金を使って活動を行う「協定農用地」があります。

「対象農用地」とは、交付金の交付対象となる農用地で、この面積に10a当たり交付単価をかけたものが、基礎支援分の交付金額となります。

「協定農用地」とは、農振白地等の交付金の交付対象とならない農用地を対象農用地に加えた面積となります。

「対象農用地」、「協定農用地」及び協定農用地の「うち農振農用地」の面積はそれぞれ異なる場合がありますので、ご注意ください。

面積の算出方法については、11頁を参照してください。表の記入に当たって、農用地の面積については、ha単位で小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで記入します。

農業用施設の延長については、土地改良区などに農業用施設の台帳などがある場合は、その台帳などから各施設の延長を積み上げます。台帳などがない場合は、縮尺図面等から図測してください。表の記載に当たって、農業用施設の延長については、概数で、小数第1位まで記入します。

記入のポイント

資源の範囲を決めるに当たっては、現在、集落で行っている活動を漏れなく含むことが出来る範囲としてください。

農業用施設の延長が不明なときは、市町村や土地改良区に問い合わせください。

活動計画（青字は記入例）

第2 実施計画

(1) 地域の目指すべき方向

・・・・

(2) 活動の概要

活動の区分		活動の概要	活動の項目
基礎部分		農地・農業用水等の資源を保全する活動として、遊休農地等の発生状況の把握、施設の点検、共同作業計画の策定、施設周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等を実施する。	【別添3】「地域活動指針チェック表」(基礎部分)のとおり
誘導部分	農地・水向上活動	当地域は寒冷地であり、水路、農道等の施設の凍結融解による劣化が懸念されるため、毎年、施設の機能診断を行い、共同活動計画を策定し、農地・農業用水等の資源の質的向上(長寿命化)を図る活動を行う。また、活動組織の構成員全員が施設の補修等に取り組めるよう、技術向上対策等を実施する。 主に実施する活動項目:開水路を対象とした表面劣化に対するコーティング等、ゲート類の保守管理の徹底など。	【別添3】「地域活動指針チェック表」(農地・水向上活動)のとおり
	農村環境向上活動	農地・農業用水等の資源を活用した農村環境の保全及び質的向上を図る活動として、地域の水辺空間の景観形成を図るため、景観形成等をテーマとする計画の策定を行い、活動への多様な主体の参画を促す広報活動等を行いながら、 を対象として 活動(km)、また、 を対象として 活動(ha)等を行う。	【別添3】「地域活動指針チェック表」(農村環境向上活動)のとおり
促進費対象活動等		別添4「促進費対象活動等実施計画」のとおり	

(3) 共同活動支援交付金の対象外の活動

・・・・

(4) 農業経営基盤強化法に基づく遊休農地の位置付けと本計画との関係

記入に当たって

「地域の目指すべき方向」は、以下を参考に簡潔に記入します。

ア 地域設定の考え方

イ 地域に存する農地・農業用水等の資源、農村環境や共同活動の現状と課題

ウ 課題に対する対策の目標

「活動の概要」には協定期間(原則として5年以上)で実施する共同活動の内容を記入します。記入に当たっては「地域活動指針チェック表」(12頁参照)と齟齬がないよう注意してください。

記入のポイント

「共同活動支援交付金の対象外の活動」は、地域活動指針に記入されていない活動を行う場合に記入します。**ただし、その活動に対して、交付された交付金は使用できません。**

活動計画（青字は記入例）

第3 構成員の役割分担

構成員	主な役割
農業者	基礎部分、農地・水向上活動、農村環境向上活動を他の構成員と連携して実施する。なお、畦畔・農用地法面等の草刈りや個々の農用地周りの小水路の泥上げ等の活動は個々の農業者が実施する。
自治会	農地・水向上活動のうち の 、農村環境向上活動を他の構成員と連携して実施する。
水土里ネット	農地・水向上活動、農村環境向上活動について、指導、助言、資機材貸与等の支援を行う。
JA	農地・水向上活動、農村環境向上活動について、指導、助言、資機材貸与等の支援を行う。
小学校PTA	農村環境向上活動のうち の を他の構成員と連携して実施する。
NPO	農村環境向上活動のうち の を他の構成員と連携して実施する。
その他	農地・水向上活動の一部、農村環境向上活動を他の構成員と連携して実施する。

記入に当たって

「構成員」には、活動組織に参加している全員について記入します。

〔 ただし、農業者個人で参加している人はまとめて「農業者」、非農業者個人で参加している人はまとめて「その他」としてください。 〕

「主な役割」には、各構成員の作業の分担や役割について可能な限り具体的に記入します。

〔 畦畔や農用地の法面の草刈りや、農用地周りの小水路の泥上げ等を個々の農業者が行う場合は、農業者の「主な役割」にその旨を記入してください。 〕

活動計画（青字は記入例）

第4 資金計画

地域協議会からの交付金

千円は、下表のとおり支出する。

項目	主な交付金の使途の内容	金額
基礎部分の活動に要する経費	・農道の補修に要する費用(砂利補充のための砂利購入費等) ・ため池の泥上げに要する費用(重機等のリース代等) 等	千円
誘導部分	農地・水向上活動に要する経費 ・開水路の補修に要する費用(目地詰めや表面劣化に対するコーティングに必要な材料の購入費等) ・水利施設(ゲート、空気弁等)への腐食防止剤の塗布に要する費用 ・農用地や水路周りの雑草の抑制対策に要する費用(抑草ネットの購入費等) 等	千円
	農村環境向上活動に要する経費 ・生態系保全に関する啓発・普及を行うための費用(必要なパンフレットの制作費等) ・景観植物の植生・管理に要する費用(景観植物の苗の購入費等) ・水質改善に要する費用(木炭の購入費等) 等	千円
活動組織の運営に要する経費	・特定非営利活動法人化に係る費用(登録料等) ・活動組織の管理運営に係る事務費等	千円
合計		千円

記入に当たって

協定期間(原則として5年以上)の資金計画を記入します。

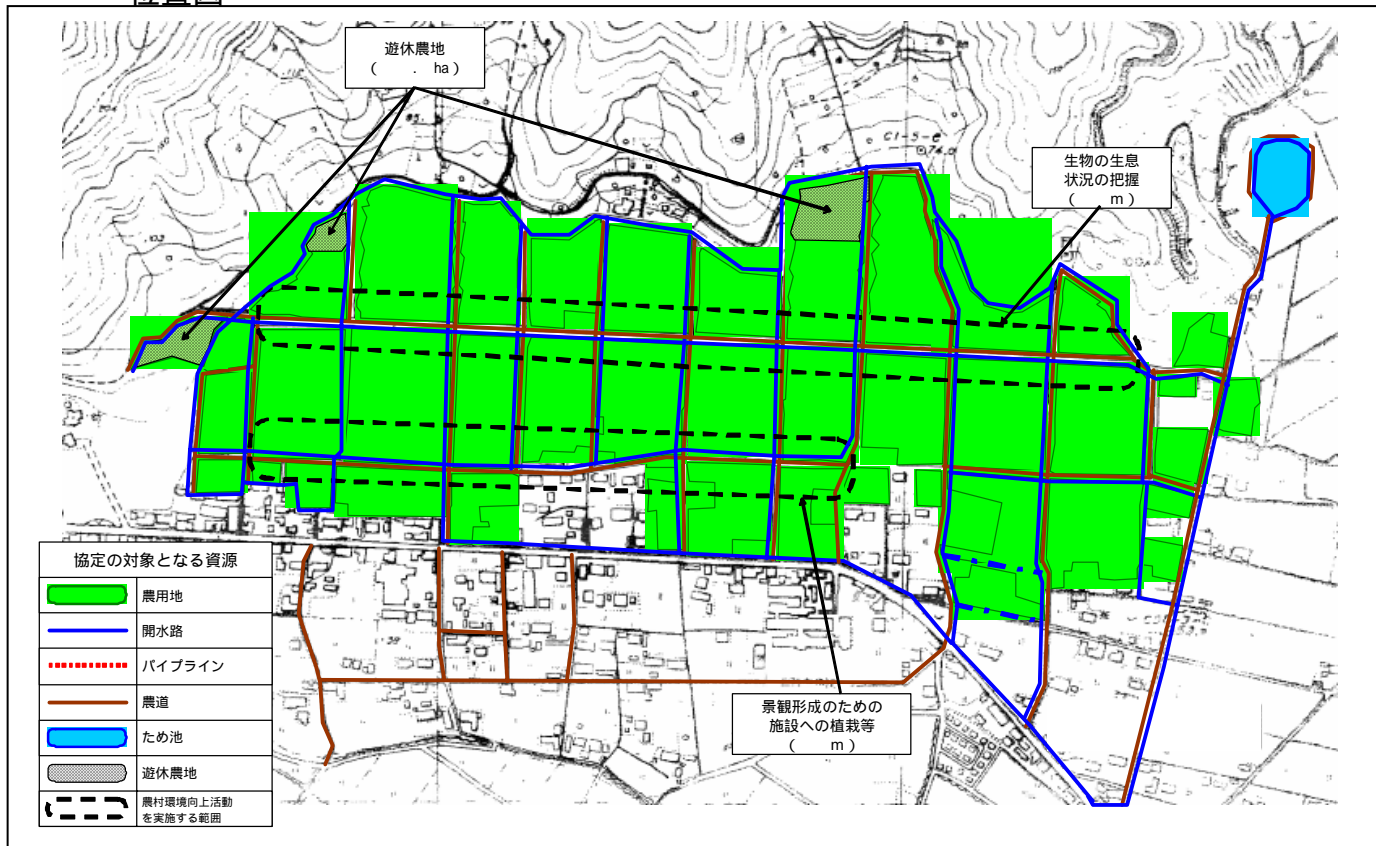
「地域協議会からの交付金」額は16頁を参考に、千円単位で小数点第1位を四捨五入し、整数で記入します。

「主な交付金の使途の内容」を記入する際、内容の後に()にて主な支出内容(例えば、内容が「 の補修」であれば、補修に要した物材名など)を記入します。

資金計画の合計額は、「地域協議会からの交付金」額と一致するように作成します。

活動計画(別添1)

位置図



記入に当たって

共同活動を実施する位置が分かる図面を作成します。

共同活動を実施する開水路や農道などの農業用施設の位置が分かる地形図に、協定農用地、農業用施設を凡例に従って記入します。

遊休農地を「協定農用地」に含める場合は、その位置が分かるように明記します。また、例示のように「遊休農地 . ha」と遊休農地の面積を、概数で、小数第1位まで記入します。

農村環境向上活動を行う範囲が特定できる場合は、その活動範囲、内容を明記します。

〔 1年ごとに違う範囲で活動を行い、5年間で協定農用地全体をカバーする場合などは記入する必要はありません。 〕

活動計画(別添2) (青字は記入例)

農振農用地面積調書

(1) 協定農用地のうち農振農用地面積

活動組織名	活動組織	
位置	県	市 集落、 集落一円の地域
区分	地目	面積(a)
集落	田	
	畑	
	草地	
集落	田	
	畑	
	草地	
	田	
	畑	
	草地	
合計	田	
	畑	
	草地	
	計	

(2) 特認要件を適用する場合の農振農用地面積

区分	地目	面積(a)
協定農用地のうち農振農用地	田	
	畑	
	草地	
	計	
対象農用地	田	
	畑	
	草地	
	計	
対象農用地から拡大した農用地	田	
	畑	
	草地	
	計	
拡大面積(/)		%
特認要件による拡大割合		%以上

活動計画(別添2)

(1) 協定農用地のうち農振農用地面積

記入に当たって

面積の算出方法は以下のとおりですが、まずは地域協議会、道、市町村に相談してください。

国土調査やほ場整備が行われた地区であれば、それらの台帳に記載されている面積を、集落や工区単位にまとめて記入してください。その際、台帳に記載されている面積をまとめた資料(一筆毎の資料など)を作成・保管しておいてください。

国土調査やほ場整備が行われていない地区であれば、1/2,500程度以上の縮尺図面等から図測(プランメーターによる計測など)してください。図測に当たって、畦畔及び法面を含むことに留意してください。図測を行う際に作成した資料を保管しておいてください。

国土調査やほ場整備が行われておらず、1/2,500程度以上の縮尺図面もない地区は、現地にて測量を実施して面積を算出してください。

面積を算出する際に、協定農用地が農振農用地かどうか確認することが必要です。市町村に問い合わせください。

面積はa単位で小数点第1位を切り捨てて、整数止めで記入します。

(2) 特認要件を適用する場合の農振農用地面積

記入に当たって

特認要件を適用する場合、地域協議会等の一定の考えに基づき算出する必要がありますので、地域協議会、道、市町村に相談してください。

活動計画(別添3) (青字は記入例)

地域活動指針チェック表(例示:田様式、誘導部分(農地・水向上活動))

区分	施設	施設の 有無	活動項目	対象となる活動	現況	計画	実施	写真番号	備考	市町村 実施確認
機能診断	農用地	○	施設の機能診断	○		○				
			診断結果の記録管理	○		○				
	開水路	○	施設の機能診断	○		○				
			診断結果の記録管理	○		○				
	パイプライン		施設の機能診断							
			診断結果の記録管理							
	ため池	○	施設の機能診断	○		○				
			診断結果の記録管理	○		○				
	農道	○	施設の機能診断	○		○				
			診断結果の記録管理	○		○				
計画策定	全施設		年度活動計画の策定	○		○				
農地・水向上活動	農用地	○	※畦畔の再整立	○	○	○				
			※農用地法面の初期補修	○		○				
			※鳥獣害防護柵の適正管理	○		○				
			※防風ネットの適正管理	○		○				
			踏きと施設の清掃							
			農用地の除れき	○		○				
			異常気象等後の見回り	○		○				
			異常気象等後の応急措置	○		○				
			きめ細やかな雑草対策	○		○				
			機能診断・補修技術の研修	○		○				
開水路	○	○	※防風林の適切な管理	○		○				
			※融雪材の散布	○		○				
			※融雪配水促進のための溝切り	○		○				
			※水路倒壁のはらみ修正	○		○				
			※目地詰め	○		○				
			※表層劣化に対するコーティング等	○		○				
			※不同沈下に対する早期対応	○		○				
			※倒壁の裏込め材の充填・水路畔の補強	○		○				
			※水路に付着した藻等の除去	○		○				
			※透光施設の適正管理	○		○				
パイプライン	○	○	※水路法面の初期補修	○		○				
			※破損施設の改修	○		○				
			通水試験の実施	○		○				
			ゲート類等の保守管理の徹底	○		○				
			異常気象等後の見回り	○		○				
			異常気象等後の応急措置	○		○				
			きめ細やかな雑草対策	○		○				
			機能診断・補修技術の研修	○		○				
			※積雪被害防止活動	○		○				
			ため池	○	○	※給水栓ボックス基礎部の補強	○		○	
※破損施設の改修	○					○				
※透光施設の適正管理	○					○				
通水試験の実施	○					○				
パイプ内の清掃	○					○				
給水栓に対する凍結防止対策	○					○				
空気弁等への腐食防止剤の塗布等	○					○				
異常気象等後の見回り	○					○				
異常気象等後の応急措置	○					○				
きめ細やかな雑草対策	○					○				
農道	○	○	機能診断・補修技術の研修	○		○				
			※給水シート	○		○				
			※コンクリート構造物の目地詰め	○		○				
			※コンクリート構造物の表層劣化に対する対応	○		○				
			※堤体浸食の早期補修	○		○				
			※透光施設の適正管理	○		○				
			※破損施設の改修	○		○				
			ゲート類等の保守管理の徹底	○		○				
			水抜きによる点検・補修	○		○				
			異常気象等後の見回り	○		○				
農道	○	○	異常気象等後の応急措置	○		○				
			きめ細やかな雑草対策	○		○				
			機能診断・補修技術の研修	○		○				
			※側溝の目地詰め	○		○				
			※側溝の不同沈下に対する早期対応	○		○				
			※側溝の裏込め材の充填	○		○				
			※路肩・法面の初期補修	○		○				
			※破損施設の改修	○		○				
			異常気象等後の見回り	○		○				
			異常気象等後の応急措置	○		○				
除排雪作業	○		○							

注) 印の実践活動は機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動

機能診断	8	0	8
計画策定	1	0	1
実践活動	40	12	23
合計(項目)	49	12	32
新たな実践活動(項目)			11
地域活動要件		50	96以上

パイプラインがない地区を想定。活動計画では □ 部分は記入しない。

活動計画(別添3)

記入に当たって

記入例の地域活動指針チェック表の「活動項目」は地域協議会から示されるものを使用してください。

地域活動指針チェック表は「田」「畑」「田畑合併」の3種類あります。活動組織においてどのチェック表を使用するかは、以下で確認します。

区分	基礎部分の活動	誘導部分の活動	
		農地・水向上活動	農村環境向上活動
田が主体の場合	「田」の様式を使用		
畑が主体の場合	「畑」の様式を使用		
草地在主体の場合	「草地」の様式を使用		
田と畑が存在し、その区域が明確に異なる場合	田は「田」様式、畑は「畑」様式を使用	「田畑合併」様式を使用	
田と畑が存在し、その区域が混在している場合	「田畑合併」様式を使用		

主体とは対象農用地に占める割合が7割以上である地目

「施設の有無」には、活動の対象となる施設(農用地、農業用施設)について「 」を記入します。

「対象となる活動」には、個々の活動項目の対象となる施設が存在する場合に「 」を記入します。

〔 記入例の場合、農用地の「鳥獣害防護策」「防風ネット」「暗きょ施設」、開水路の「遮光施設」、ため池の「遮水シート」「遮光施設」がないため、「 」が記入されておられません。〕

「現況」には、H18年度に実施している活動項目に「 」を記入します。

「計画」には、協定期間内に実施する計画の活動項目に「 」を記入します。

「計画」で実施するとした項目数に一定の要件がありますので、以下で確認ください。

区分	地域活動要件
基礎部分	全ての活動項目を実施
誘導部分	農地向上
	水
	農村環境
	向上
	「機能診断」と「計画策定」を全て実施
	「実践活動」を5割以上実施
	の実施に当たっては、新たな「実践活動」が1項目以上含まれること
	テーマを1つ以上設定した上で、「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」を各々1項目以上実施(計3項目以上)
	全体で4項目以上実施
	の実施に当たっては、新たな「実践活動」が1つ以上含まれること

2 市町村との協定の締結

協定は、活動組織と市町村が相互に活動内容等を正式に確認しあうために必要なものです。

■ 協定は、活動組織の代表と市町村長が締結します(共同活動を実施する範囲(農用地)が複数市町村にまたがる場合は地域協議会に相談してください)。

■ そのため、活動組織の規約(2頁参照)及び活動計画(4頁参照)を作成した段階で、市町村に相談してください。

■ 具体的な協定書は次頁を参考にしてください。(次頁は参考ですので、下記内容を含むものであれば、活動組織及び市町村において適宜項目を追加していただいで構いません。)

■ 平成19年度当初から共同活動を行うには、活動組織の規約や活動計画に不備がないか市町村にチェックしてもらうことが重要となりますので、活動組織の規約及び活動計画を作成し次第、早急に相談を行ってください。

< 協定書【例】 >

(参考様式第9号)

農地・水・環境保全向上対策に係る協定書

農地・水・環境保全向上対策実施要綱に基づき、(以下「」という。)と 市(以下「市」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、 地域に存する農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 協定期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。

(協定の対象となる資源)

第3条 協定の対象となる資源は別紙「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

(実施計画)

第4条 が実施する活動は、別紙「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

(構成員の役割分担)

第5条 の構成員の役割分担は、別紙「活動計画」の第3に定めるとおりとする。

(資金計画)

第6条 資金計画は、別紙「活動計画」の第4に定めるとおりとする。

(市町村の役割)

第7条 市は、協定の対象区域において、 が第4条に定める実施計画と 次の事項を行う。

(1)市町村管理施設における役割

別紙の通り

(2)市町村管理施設以外における役割

……必要に応じて記入……

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、 と市が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、 及び は、それぞれ記名押印の上、各一通を保有する。

平成 年 月 日
 市 町
 代表
 市 町
 市長

番地
印
番地
印

添付資料「 活動組織規約」

第7条(1)別紙

番号	種類	施設名	役割分担	
			市	<input type="text"/>

平成19年度に協定を締結する地区にあっては、平成 24年3月31日以降に設定

例)

・市は、農道への砂利の補充を行う。

・市は、活動組織が実施する水路の植栽等の景観形成活動に対して、花の提供を行う。

3 共同活動支援交付金の採択の承認申請

参考様式第13号

共同活動支援交付金を受け取るには、活動組織の採択を地域協議会へ申請し、交付金を受け取ることが可能な活動組織であることの承認を受ける必要があります。

- 採択の申請では、要件が満たされているかの確認を行いますので、活動組織の規約(2頁参照)及び市町村と締結した協定書(14頁参照)を添付します。
- 採択申請書を提出すると、地域協議会にて申請書の審査を行い、適当と認められた場合、採択通知書が活動組織に通知されます。

【年度当たり交付金額の求め方】

(1) 基礎支援に係る交付金

対象農用地面積の地目別面積に、下表の地目別単価をかけて求めます。

地目	区分	10a当たりの交付単価
田	北海道	3,400円
畑	北海道	1,200円
草地	北海道	200円

(2) 促進費に係る交付金

「高度な農地・水向上活動等の実施」(高度な農地・水向上活動、質の高い農村環境向上活動、活動組織の特定非営利活動法人化)を行う場合、計画に定めた点数によって、以下のとおり算出されます。

区分	1地区当たりの交付単価
100点以上200点未満の場合	20万円
200点以上の場合	40万円

「自立的活動実施」を行う場合、自立的活動実施を行う移行年度に応じて、以下のとおり算出します。

区分	交付額
平成20年度から22年度の間 自立的活動実施に移行	上記「(1)基礎支援に係る交付金」の20%
平成23年度に自立的活動実施に移行	上記「(1)基礎支援に係る交付金」の10%

< 採択申請書 (青字は記入例) >

(参考様式第13号)

平成19年 月 日

地域協議会
会長 殿

活動組織
代表 印

共同活動支援交付金に係る採択申請書

農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成 年 月 日付け 農振第 号農村振興局長通知)の第4の8の(1)に基づき、下記のとおり共同活動支援交付金の採択を申請する。

記

- 1. 活動組織名 活動組織
- 2. 協定の対象となる位置 県 市 集落一円の地域
- 3. 協定期間

前頁の「年度当たり
交付金額の求め方」
を参照

4. 共同活動支援交付金総額

協定締結年度 平成19年度	協定終了年度 平成23年度	共同活動支援交付金交付年数 5年
------------------	------------------	---------------------

		対象農用地面積	年度当たり交付金額	共同活動支援交付金交付年数における交付金総額 (= ×)
基礎 支援	田	4,532a	1,994,080円	9,970,400円
	畑	868a	243,040円	1,215,200円
	草地	0a	0円	0円
	小計	5,400a	2,237,120円	11,185,600円
促進 費	高度な農地・水 向上活動等の実 施		1,000,000円	1,000,000円
	自立的活動実施			0円
	小計		200,000円	1,000,000円
総額			2,437,120円	12,185,600円

5. 添付資料 (1) 活動組織規約
(2) 農地・水・環境保全向上対策に係る協定書

対象農用地面積は活動計画別添2「農振農用地面積調書」の(1)の合計の面積を地目毎に記入してください。

4 共同活動支援交付金の交付申請

共同活動支援交付金を実際に受け取るには、交付申請書を毎年提出することが必要です。

採択通知書が届いた後、交付金を受け取るには、地域協議会が定める手続に従って申請を行ってください。

交付申請書を提出すると、地域協議会にて申請書を審査し、後日、交付金の交付及び交付決定書の通知が行われ、活動組織の口座に交付金が入金されます。

< 交付申請書(イメージ) (青字は記入例) >

地域協議会
会長 殿

これはイメージです。
後日、地域協議会が示す業務方法書の様式で
提出をお願いします。

平成19年 月 日
活動組織
代表 印

平成19年度共同活動支援交付金に係る交付申請について(第1回)

共同活動支援交付金の業務方法書第6条に基づき、下記のとおり共同活動支援交付金の交付を申請する。

1. 交付申請額(+) 1,118,500 円

2. 交付申請額内訳

(1) 基礎支援

項目	金額
採択決定額	2,237,000 円
既交付額	0 円
今回申請額	1,118,500 円
採択決定額との差額 = - -	1,118,500 円

記

採択決定額は採択通知書に記載された年度当たり交付金額を記入願います。

(2) 促進費

項目	金額
採択決定額	200,000 円
既交付額	0 円
今回申請額	0 円
採択決定額との差額 = - -	200,000 円

3. 振込先

金融機関名及び店舗名 :
 預貯金別口座番号 :
 口座名義人 :
 口座名義人の住所 :

(ポイント)
 交付金を受け取るためには、活動組織で口座を用意していただく必要があります。

取組が活動組織によって分かれる事項

以下に該当する場合、追加の事務手続が必要となります。それぞれの場合について、活動計画に位置づける必要がありますので、ご注意ください。

(1) 促進費の交付を受ける場合

…「促進費対象活動等実施計画」の作成
＜ 20頁参照 ＞

(2) 特認要件を適用する場合

…「特認要件を適用した場合の整理表」の作成
＜ 23頁参照 ＞

(3) 中山間地域等直接支払交付金の交付を受けている地区を含む場合

…「活動項目等の整理表」の作成
＜ 24頁参照 ＞

(4) 営農活動支援交付金の交付を受ける予定の地区の場合

…「営農活動計画表」の作成
＜ 別途市町村と相談 ＞

5 - 1 促進費

より効果の高い取組については、「促進費」の交付も用意されています。
以下は「促進費」の交付を受けるために必要な事務手続です。

■ 促進費の対象となる取組は以下のとおりです。

項目	内容
高度な農地・水向上活動	・自主施工による施設の破損箇所、老朽化箇所や障害が発生した箇所等の部分的な補修・改修の活動 ・保全向上活動の効率化につながる活動
質の高い農村環境向上活動	・自主施行による農村環境の保全・質的向上のための施設の設置、改修又は補修
活動組織の特定非営利活動法人化(NPO法人化)	・活動組織が体制強化のため特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)となること。
自立的活動実施	・本対策期間の最終年(H23年度)以前に支援を受けない自立活動に移行する場合に、自立的活動への移行年度に応じて、毎年度の基礎支援額を割増

■ 上記の 及び については、以下の全てを満たしている必要があります。

- () 専門家等の指導・助言を受けて取り組むこと
- () 構成員自らにより実施すること
- () 活動に必要な経費が年度ごとに30万円以上であること

■ 対策期間中の促進費対象活動等の実施予定を記入する「促進費対象活動等実施計画」(21頁参照)及び個々の活動内容を記入する「促進費対象活動等個票」(22頁参照)を作成し、活動計画に添付して申請を行ってください。

5 - 2 促進費対象活動等実施計画

参考様式第12号

■ 対策期間中の促進費対象活動等の実施予定を記入します。

■ 合計点が100点以上の場合、促進費の交付対象となります。
(100点以上200点未満の場合20万円/年を交付、200点以上の場合40万円/年を交付)

< 促進費対象活動等実施計画 (青字は記入例) >

(参考様式第12号)

促進費対象活動等実施計画

活動組織名: 活動組織

(ポイント)
実施に必要な費用は30万円
以上です。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
高度な農地・水向上活動	活動内容	活動内容	活動内容	活動内容	活動内容	
	水路の補修 (破損フリュー ムの交換)を実 施する。	水路の補修 (破損フリュー ムの交換)を実 施する。	センチビットグ ラス(グランド カバープランツ を水路法面 に植栽			
	実施に必要な費用	350千円	321千円	315千円	千円	
	点数	20点	20点	20点	20点	60点
質の高い農村環境向上活動	活動内容	活動内容	活動内容	活動内容	活動内容	
		水田魚道の設置				
	実施に必要な費用	千円	334千円	千円	千円	
	点数	20点	20点	20点	20点	20点
活動組織の 特定非営利活動法人化						
	点数	60点	50点	40点	30点	
合計点	20点	40点	60点	0点	0点	120点

特定非営利活動法人化する年度に「」印を記入

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立的活動実施					

自立的活動実施に移行する年度に「」印を記入

合計点数により以下の促進費が毎年
度、交付されます。

点数	1地区当たりの交付額
100点以上200点未満	20万円/年
200点以上	40万円/年

添付資料

促進費対象活動等個票

[別紙1-1]、[別紙1-2]、[別紙1-3]、[別紙1-4]、

5 - 3 促進費対象活動等個票

参考様式第12号添付様式12-1, 12-2

「促進費対象活動等個票」は、「高度な農地・水向上活動又は質の高い農村環境向上活動」用と「活動組織の特定非営利活動法人化」用の2種類あります。

「促進費対象活動等個票」は、活動毎、年度毎に作成してください。

前頁の記入例では、平成19年度から平成21年度までの各高度な農地・水向上活動の個票3枚、平成20年度の質の高い農村環境向上活動の個票1枚、平成21年度の活動組織の特定非営利活動法人化の個票1枚の計5枚の個票が必要になります。

< 促進費対象活動等個票 (青字は記入例) >

「高度な農地・水向上活動又は質の高い農村環境向上活動」用

【別紙4-1-1】
(添付様式12-1)
促進費対象活動等個票
(高度な農地・水向上活動又は質の高い農村環境向上活動)

高度な農地・水向上活動
質の高い農村環境向上活動

1. 活動組織名
活動組織

2. 実施の目的
活動組織の構成員が、将来、自ら破損フリームの交換が出来、質の高い農地・水向上活動が実施可能にするため、水路の補修の実施を通じた破損フリーム交換の技術の習得を図る。

3. 実施内容

施設もしくはテーマ	活動項目	実施内容
開水路	破損施設の改修	破損したフリームの交換

4. 活動実施予定年度
平成19年度

5. 専門家等の指導・助言
作業計画策定並びに作業実施の際に、破損施設の改修技術を持つ土地改良区職員に指導・助言を求める予定。

6. 活動の実施にかかる費用

項目	種類、数量、価格など	金額	備考
物材費	コンクリートフリーム L=4m 8本 8×12,000円/本	千円 96	
機械賃料	ユニック車 2日間 2日×30,000円/日	60	
報償費	専門家謝金 1人×15,000円/日 ×2日	30	
保険料	保険掛け金 6人×5,000円/人	30	
換算労務費	時間×単価 16人×6時間 56時間×1,400円/時間	134	
	合計	350千円	

「活動組織の特定非営利活動法人化」用

【別紙4-2】
(添付様式12-2)
促進費対象活動等個票
(活動組織の特定非営利活動法人化)

特定非営利活動法人化 に向けての行動計画

- 活動組織名
活動組織
- 特定非営利活動法人設立目標年次
平成21年度
- 設立に向けたスケジュール

年度	実施内容
平成19年度	役員会で勉強会を実施
平成20年度	活動組織内にNPO法人化準備委員会を設置 先進地視察の実施 行政書士に手続き等を相談 定款(案)を作成
平成21年度	設立総会を開催し、NPO法人の設立、定款、役員、事業計画・収支予算等を決定 申請 非営利活動法人認証・法人登記

6 特認要件を適用する場合

特認要件とは、活動組織の区域内において、現況における共同活動の水準又は今後必要とされる共同活動の水準は一律ではない場合等も想定されるため、持続的・自立的な共同活動の実施の観点から望ましい区域の設定が困難な活動組織に対して、活動の要件を下げる代わりに、対象農用地の面積はそのまま、協定農用地の面積を拡大するものです。

■ 特認要件を用いるかどうかは地域協議会、道、市町村に相談してください。

■ 特認要件を用いる場合、以下の様式が活動計画に追加になります。

〔農振農用地面積調書〕
(青字は記入例)

(添付様式9 別添2)
農振農用地面積調書

活動組織名: 活動組織

(1) 協定農用地のうち農振農用地面積

活動組織名	活動組織	
位置	県	市 集落 集落一円の地域
区分	地目	面積(a)
集落	田	
	畑	
	草地	
集落	田	
	畑	
	草地	
	田	
	畑	
	草地	
合計	田	
	畑	
	草地	
	計	

(2) 特認要件を適用する場合の農振農用地面積

区分	地目	面積(a)
協定農用地のうち農振農用地	田	
	畑	
	草地	
	計	
対象農用地	田	
	畑	
	草地	
対象農用地から拡大した農用地	田	
	畑	
	草地	
	計	
拡大割合		/ %
特認要件による拡大割合		%以上

〔特認要件を適用した場合の整理表〕
(青字は記入例)

(添付様式9 別添4)

特認要件を適用した場合の整理表

活動組織名: 活動組織

(特認要件の適用水準に応じた拡大面積のマトリックス表)

		農地・水向上活動(実践活動)の実施割合の減少度合い(x)		
		0%	0% < x 10%	10% < x 20%
農村環境向上活動の活動項目数	0	0%	10%以上	25%以上
	1		15%以上	25%以上

表は地域協議会から提示されます。

(地域活動指針に基づき定める要件・特認要件)

	地域活動指針に基づき定める要件	特認要件
農地・水向上活動(実践活動)	50%以上	40%以上
農村環境向上活動	4項目以上	3項目以上

(ポイント)
記入に当たっては地域協議会とご相談ください。

7 中山間地域等直接支払交付金の交付を受けている地区を含む場合

参考様式第10号添付様式10別添5

中山間地域等直接支払交付金の交付を受けている場合、地域活動指針に基づき定める要件に加えて、追加の要件を満たす必要があります。

該当する集落協定等の内容で追加実施する項目数が変わるので、まずは集落協定等の内容を確認してください。

以下の様式は、活動計画に添付してください。

農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道の5種類の施設の中で、集落協定等に位置づけられる施設数

(添付様式10 別添5)
活動項目等の整理表

活動組織名: 活動組織

(1)追加実施する活動項目数

区分	集落協定等に位置付けられる施設数	協定農用地面積 (ha)	集落協定等農用地面積 (ha)	重複割合 (%) = /	追加活動項目数 (項目)		
					分類A (+ 1) ×	分類B (+ 2) ×	分類C (+ 3) ×
A集落協定	3	/	10.0 ha	20%	-	1.0	-
B集落協定	4	/	15.0 ha	30%	-	-	2.1
C集落協定	2	/	5.0 ha	10%	0.3	-	-
計		50.0ha	30.0ha			3.4	4項目

(注)

分類A: 基礎単価が適用される集落協定又は個別協定が協定農用地に含まれる場合

分類B: 「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」以外を選択することにより体制整備単価の適用を受ける集落協定が協定農用地に含まれる場合

分類C: 「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」を選択することにより体制整備単価の適用を受ける集落協定が協定農用地に含まれる場合

(2)地域活動指針に基づき定める要件に追加要件を加えた要件

	「対象となる活動」の合計項目数 (項目)	地域活動指針に基づき定める要件 (%)、項目	左記要件を満たすために必要な活動項目数 (項目)	追加することになった活動項目数 (項目)	地域活動指針に基づき定める要件に追加要件を加えた要件 (%)、項目
			= ×		= (+) / 又は +
農地・水向上活動の実践活動	40 項目	50%	20項目	2項目	55%
農村環境向上活動	/	4項目	/	2項目	6項目

追加活動項目数を活動組織の判断で農地・水向上活動と農村環境向上活動に割り振ってください。

記入例では追加項目数4項目を2項目ずつ割り振った事例となります。

メ 毛

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, spanning the width of the page below the title.

このパンフレットに関するお問い合わせ先は

- ・北海道農政部 農村振興局農村設計課（電話）011-204-5399（FAX）011-232-0027
- ・石狩支庁 調整課（電話）011-204-5852（FAX）011-232-2344
- ・渡島支庁 農村振興課（電話）0138-47-9504（FAX）0138-47-9213
- ・檜山支庁 農村振興課（電話）0139-52-6603（FAX）0139-52-4289
- ・後志支庁 農村振興課（電話）0136-23-1893（FAX）0136-22-5812
- ・空知支庁 調整課（電話）0126-20-0088（FAX）0126-25-6528
- ・上川支庁 調整課（電話）0166-46-5974（FAX）0166-46-5214
- ・留萌支庁 農村振興課（電話）0164-42-8301（FAX）0164-43-4000
- ・宗谷支庁 農村振興課（電話）0162-33-2970（FAX）0162-33-4531
- ・網走支庁 調整課（電話）0152-41-0672（FAX）0152-44-6394
- ・胆振支庁 農村振興課（電話）0143-24-9829（FAX）0143-23-6269
- ・日高支庁 農村振興課（電話）0146-22-9355（FAX）0146-22-7299
- ・十勝支庁 調整課（電話）0155-26-9067（FAX）0155-23-5528
- ・釧路支庁 農村振興課（電話）0154-43-9233（FAX）0154-41-8958
- ・根室支庁 調整課（電話）0153-23-6893（FAX）0153-23-6184
- ・水土里ネット北海道（電話）011-221-2292（FAX）011-221-2258
- ・北海道開発局 農業水産部農業振興課（電話）011-700-6768（FAX）011-709-2145

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

農林水産省 農地・水・環境保全向上対策について
http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

農地・水・環境保全向上対策
<http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/>